　　　弟子屈町感染症対策ガイドライン対応支援事業実施規則

　（目的）

第１条　この規則は、町内事業者が実施する業界団体等が策定する対策ガイドラインに沿った感染症拡大防止の取り組みを支援し、町内の経済活動による感染拡大の防止と事業者の経営安定化を図ることを目的とする。

　（感染症対策ガイドライン対応支援金）

第２条　業界団体等が策定する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿った取り組みを実施する町内事業者に対し、ガイドライン対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付する。

　（支援金の交付対象となる事業者）

第３条　支援金の対象となる事業者は町内事業者であって、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

　(１)　北海道の休業要請等の対象となった事業者であって、次に掲げる事業者以外の事業者

　　ア　旅館業法(昭和23年法律第138号)第３条第１項の許可を受けて営業している施設であって、集会のように供する部分（宴会場など）を有し、地域における冠婚葬祭や住民、企業等の交流の場として当該施設の提供を行っているもの

イ　音楽や劇場、ステージイベント等公演の運営又は当該施設（劇場など）の管理を行っているも　の

ウ　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号に掲げる事業を行う者のうち、同法第４条に基づく国土交通大臣の許可を受けた事業者

　(２)　町の休業要請等の対象となった事業者

　(３)　前２号ほか、次に掲げる業種を主として営む事業者

　　ア　理容業

　　イ　美容業

　　ウ　運転代行業者

２　前項の規定により対象となる事業者であっても、町税等の滞納がある事業者については、支援金交付の対象外とする。

　（支援金の額）

第４条　支援金の額は、１事業者２０万円とする。

　（支援金交付の申請等）

第５条　支援金の交付を申請する者は、感染症対策ガイドライン対応支援交付申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して町長に申請しなければならない。

　(１)　誓約書（別記様式第２号）

　(２)　順守する感染症対策ガイドラインの写し

(３)　行政の休業要請等に協力したことの証明、又は業種や実態が確認できる書類として、次に掲げるいずれかの書類

　　ア　北海道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知の写し

　　イ　町の感染拡大防止支援金の支給通知の写し

　　ウ　営業許可等の写し又は直近の確定申告書の写し及び業種・業態が確認できるもの（ちらし又はホームページの写し、外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真 など）

　(４)　支援金請求書（別記様式第３号）

　(５)　町税等に未納がないことを証する書類

２　前項第３号ア及びイの書類については、紛失等の理由により添付できない場合は、当該支援金の振り込み内容が分かる通帳の写しを当該書類に代えることができるものとする。

３　前項第５号の書類は、申請書中の申請に必要な関係公募等の確認に同意があれば添付を要しない。

４　町長は第１項の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに支援金の交付の可否を決定しなければならない。

５　町長は、前項の審査の結果、支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

６　町長は、第４項の審査の結果、支援金の交付をしないこととしたときは、感染症対策ガイドライン対応支援不交付決定書（別記様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

　（事務の委託）

第６条　町長は、前条に係る事務を町内の公益団体に委託することができる。

２　前項の規定により公益団体に事務を委託したときは、第５条の規定中「町長」とあるのは、「受託団体」と読み替えて適用する。

　（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか、本事業に関する事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、令和２年１０月１日に施行する。